

ID: 295

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	有料公園施設の利用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市公園条例 第9条の2第1項(第14条において準用する場合及び第15条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	昭和40年条例第13号
【根拠条文】 (有料公園施設の利用) 第9条の2 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の使用許可については、第4条第5項の規定を準用する。 (公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第14条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 (管理の代行等) 第15条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、有料公園施設(芦屋市総合公園については、有料公園施設以外の施設を含む。以下この条において同じ。)の管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 有料公園施設の使用の許可に関する業務 (2) 有料公園施設の運営に関する業務 (3) 有料公園施設の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、有料公園施設の運営又は維持管理上市長が必要であると認める業務 3 第1項の規定により、有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合の第9条の2第1項(同条第2項において準用する第4条第5項の規定を含む。)、第9条の3第2項及び第9条の4第4号の規定の適用については、第9条の2第1項及び第9条の4第4号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条の3第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」とする。 【基準】 根拠条文及び第9条の4の規定による。 (有料公園施設の使用許可の制限) 第9条の4 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公共の秩序及び風紀を乱すおそれのあるとき。 (2) 伝染性の疾病にかかっていると認められるとき。 (3) 保護者の同行しない幼児及び児童(小学校3年生まで)が水泳プールを利用しようとするとき。 (4) その他市長が管理上支障があると認めたとき。	

標準処理期間	20日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日